

いま、地域での見守り活動が必要な理由 ～背景と具体例、そして個人情報保護法～

田園調布学園大学 人間福祉学部
学長補佐兼学部長・教授 村井 祐一
murai@dcu.ac.jp



つながりが希薄化したわが国の現状

- 一人暮らしのお年寄りの増加による高齢者の孤立・孤独死（孤立・孤独死32,000人超えの事実） 2009年
 - 2024年において、年間の死者数は約68,000人と推計されている
- 東京23区における孤立・孤独死者数（2020年）
 - 6,096人 男性4,206人（69%） 女性1,890人（31%）
- 徘徊行方不明高齢者19,039人超え（ここ10年で2倍に増加）
 - 80歳以上が1万1224人、70歳代が6838人、69歳以下が977人で、70歳からリスクが高まる傾向
 - 死亡状態での発見数は491名（2022年）
 - 発見率は、届け出た当日が73.9%、1週間以内で99.4%
 - 生存率は当日で約60%、3~4日だと20%、5日以降では0%
- 子育ての不安、育児放棄、児童虐待通報数（2022年）
 - 219,170件（2022年）、虐待死 74人（約半数が0歳児）
- 親亡き後の障がいのある方々の地域生活の継続（8050問題）
 - 近年では7040や9060問題などとも呼ばれている
- 防犯・防災（減災・備災）・孤立・孤独の早期発見、孤独死防止に向けた、見守り活動充実の必要性が高まる

助け上手、助けられ上手が減ってきている

- 高齢化が進み一人暮らしの方が増える一方で、地域の「**つながり**」が希薄化し、孤立・孤独化する方が増加しています。
- これに伴い「**自ら助けを求められない**（援助希求行動を行えない）」、「**周囲に気づかれずに生活課題があっても発見されない**」、「**生活課題が深刻になってから発見される**」などの事例が増え続けています。
- このような状況を改善するために「**地域の見守り活動**」が求められています。



地域見守り活動の必要性



見守り活動が始まる主なきっかけ

1. 地域がショックを受ける孤独死・孤立死が発生した。
2. 防災活動がきっかけで、見守りに進化した。
3. ゆるやかな見守りは行っていたが、本格的な見守りが必用となり組織化した。
4. 行政や社協が見守り活動に向けてサポートを行った。
5. 住民アンケートを取ったところ、多くの人達が見守りを求めていることがわかった。
6. 見守りに関する研修などを受けて気運が高まった。
7. 地域のキーマン（民生委員、自治会役員、地区社協の方々等）が強く提言・推進した。

最も避けたい**孤立・孤独死**が起きる条件

- 見守り活動の中でも、最も防ぎたい「**孤立・孤独死**」が起こりやすい環境への理解が必要です。
 1. 高齢者（特に後期高齢者）
 2. 独身男性（配偶者との死別を含む）
 3. 親族が近くに住んでいない
 4. 定年退職または失業により職業（社会との接点）を持たない
 5. 慢性疾患を持つ
 6. アパートなどの賃貸住宅（隣家に無関心）
 - 大家さんも事故物件となってしまうため、入居条件に自治会加入などを設定する方が増えています。
 7. その他
 - かたくなに支援や地域との関わりを拒否する方
- **皆さんの地域に該当する方はいませんか？**

地域見守り活動とは



見守り活動の目的

- ひとり暮らしなど高齢者のみの世帯が増加する中、だれもが、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるためには公的なサービスだけでなく、**地域の支えあいの中で早期に異変に気づき、孤立させない仕組みづくり**が必要です。
- 日々の生活の中で自分自身の変化に気づきにくい高齢者を、まずは周囲の人々が「**ちょっと気にかける**」のが、見守り活動の第一歩です。
- そして「**変だな**」と確信したら、迷わず**情報アンカー（民生委員、地域包括支援センター、警察、行政等）**にその異変を伝えることです。
- 児童（虐待等の疑い）の場合は児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」となります。
- これらの取組が進むことで、日頃の交流が生まれ、見守り合い、支えあう安心して暮らせるまちづくりに繋がります。

共生社会の実現をめざします

- 見守り活動は「見守りをおこなうこと」だけが目的ではありません。見守りを通じて、つながりづくり、支えあえる地域づくり、
- そして「**共生社会**」の実現をめざす、取り組みのひとつです。
- 見守り活動では過度に「数値」や「目標」をたてないことが重要です。
- この支えあえる地域づくりという考え方を背景に持つことによって「**弱い人を地域全体で監視する**」ということや「**問題のある人に施設に入るよう（地域からの排除を）促す**」という行為を防ぐことにつながります。
- 見守るべき方を発見したら、最後まで住み慣れた地域でどのように支えていけるのかを考え、実践することが最終目的となるのです。それは**明日の我が身**だからでもあります。

見守り方法について



1. ゆるやかな見守り

- 近隣住民や生活に密着した事業者の「気づき」に期待した見守り合い。
- 見守り組織を編成せずに、お互いを気にかけてながら「異変を発見」し、「通報する」仕組みづくり。
 - ▶ ※異変発見のため、第三者への通報であっても本人同意は不要な場合が多い
- 「異変」発見時（気づき）の通報先の明確化が課題となる。
 - ▶ 現時点での通報先は地域包括支援センターや役所が適切と考えられる。
 - ▶ より緊急性が高いと感じる異変の場合は、警察・消防への通報が最優先となる。
 - ▶ ※資料1 「栄区見守りチェックリスト」

2. ふれあい・交流活動（つながり）を中心とした見守り

- ふれあいサロン、会食会、健康づくり体操活動、歩こう会など、定期的に人と人がふれあう機会・場所での見守り
- いつも来るはずの人が来なかった場合は、電話連絡をしたり帰宅時に自宅を訪問するなどして、安否を確認します。
- また、参加はしたものの、いつもと様子が違う、何かおかしいと感じた場合には、民生委員や地域包括支援センター)などの関係機関に通報・連絡します。
- 従来のふれあい活動の趣旨・目的に「**見守り機能**」を追加することで実現します。

3. 近隣住民を中心とした**担当制**による見守り

- 自治会・町会、地区社協等による、見守り隊を基盤とした住民組織による見守り。
 - ▶ 民生・児童委員、老人クラブ、地区社会福祉協議会、ボランティア、マンション管理組合等とも連携・協働することが望ましい
- 見守り対象者と見守り支援者を1対1から1対複数人の組み合わせに設定する（担当制見守り）。
- こちらも**異変察知のためのセンサー力向上**と、緊急通報先など**情報のアンカーの設定が重要**となる。
- 見守りに対する本人同意が得られているため、定期的かつ積極的に見守ることが可能です。
- また、見守るだけでなく、日常の交流なども有効です。
- また、災害時要援護者支援の安否確認や個別避難計画づくりと連動させることが可能です。

4. 生活に密着した事業者を中心とした見守り

- 新聞配達、郵便配達、配食サービス、宅配サービス、コンビニ、介護サービス等の事業者、警備会社や鉄道事業者など、生活に密着した事業者がサービス提供を通じて異変を察知する見守りです。見守りだけでなく、防犯などにも効果を発揮します。
 - 自宅に設置した見守りセンサーによる見守りも含まれます。
- 行政や自治会・町会との事業者間による協定締結の他、本人が民間独自のサービス（日本郵便、ALSOK、セコム等）と契約して見守られることとなります。
- この見守りは、より厳密にプライバシーが保護され、近隣住民との関わりが不要となりますが、個人契約の場合は一定の費用が必要となります。
- 見守り事業者が全てのサービスを包含する場合が多いため、近隣住民や関係機関との情報共有や連携体制に課題が生じることがあり、防災活動などとの連動に課題が生じることがあります。

5. ハイブリッド見守り

- 前述した1~4の見守り方法を複数組み合わせさせた見守り活動が最も効果的かつ理想的です。
- すべての見守り活動に共通する重要事項は「**センサー機能の充実**」と「**情報アンカーの明確化**」となります。

地域のつながりづくりによる ゆるやかな見守りネットワークづくり

見守りセンサーの感度向上と
情報アンカーの明確化と周知



ゆるやかな見守りは

- ゆるやかな見守りとは、近隣住民や生活に密着した事業者の「気づき」に期待した見守り合いです。
- 見守りを行う組織を編成せずに、すべての地域住民や関係者がお互いを気にかけて、「異変を発見」したら、「迷わず通報する」仕組みづくりです。
- また、「気づきを得る」機会を増やすために、ふれあう場や機会を大切にします。

【ゆるやかな見守りのポイント】

- 「異変とは何か」を明確化させる
- 「異変を発見できる機会・場」を増やす
- 「迷わず通報する」通報先を明確化させる
- 上記について地域全体に周知し、話し合いの機会を持つ

異変とは何か

- 異変とは「いつもとの違い」です。
- また、「異変発見の視点」や「緊急性の評価」も大切です。
- 異変発見の視点として、「横浜市栄区のご近所見守りチェックリスト」が参考になります。
- 【異変発見の枠組み】
 - 生活上の異変
 - 家族関係の異変
 - 認知に関係する異変
 - 体調不良に関する異変
 - 経済上の異変

異変を発見できる機会・場づくり

- 人と人との交流する機会や場を増やし、活かすことが異変発見力を高めることになります。
- 日頃からの挨拶
- 立ち話をする関係
- 相談できる関係
- イベントや交流機会への参加
 - ▶ ふれあいフェスティバル、ふれあいサロン、健康づくり活動などでの交流機会、生涯学習

迷わず通報する仕組みづくり

- 異変を発見しても、「間違っていたらどうしよう」、「余計やお世話・お節介だと言われたくない」などの不安によって異変通報を躊躇する方がいます。また、「どこに通報すれば良いのかわからない」という方も存在します。
- これらの問題から、「異変があっても通報せず不安を抱え込んでしまいうい、深刻になってから通報・発見されるケース」が多数発生します。
- このため「異変通報を行っても大丈夫だ」という地域の文化を醸成し、さらには異変通報先の情報アンカーを明確にする必要があります。
- 以上の事から、高齢者見守りの情報アンカーが「地域包括支援センター」であることの徹底周知が必要となります。

地域全体への見守りの必要性や活動の周知

- 見守りについて話し合う機会を増やす必要があります。
 - 見守りに関するシンポジウムやイベントの開催
- 具体的な見守りツールやルールを作って地域に周知することが大切です。
 - 自治会・町会の標準活動として取り組む
 - 防犯・防災活動とタイアップする
 - 見守りパンフレット、見守りチェックリストの作成
 - 地域のふれあい活動に見守り機能を組み込む
 - ふれあい活動の要項や要領、ルールなどに見守りを組み込む
 - 見守りマニュアルの作成・配布
 - ご近助ラボなどが発行する「はじめての見守り活動ガイド」などの活用
 - 見守りに関する広報活動の実施（定期刊行物の発行）
 - みまもりあいプロジェクトなどのアプリ導入
 - <https://mimamoriai.net/>



孤立・孤独死を防止する 担当制見守りネットワークづくり

担当制見守り活動（見守り隊）の
立ち上げから定着まで



担当制見守り活動の立ち上げから定着までの流れ

- 見守りネットワークづくりは概ね次の様に進めると効果的です。
 1. 見守り活動開始に向けたPR
 - 地域（要援護者含む）の理解と賛同を得なければ始められない
 2. 見守り活動の目的の明確化・明文化
 - 地域に適した基本理念づくり
 3. 見守りニーズの把握および組織化とルールづくり
 - 住民アンケートなどを行い、見守りニーズの実態把握を行う
 - 名簿づくり、防災マップづくり、見守りマップづくり
 - 見守りメンバー構成や役割分担、活動規約・規程、活動マニュアル等の準備
 - 見守り（訪問）活動記録様式作成など
 - 人材育成のための学習会や研修会の実施
 4. 見守り活動の実施と継続
 - 見守り対象者への訪問（顔見せ）
 - 定期的な見守り情報の交換
 - 見守り活動者を支えるしくみづくり（活動者の相談先の確保）
 5. 見守り活動の地域へのPR
 - 活動内容や効果が知られていなければ期待されない

1. 見守り活動の必要性のPR

- 見守り活動を開始するには、地域の方々の**同意が不可欠**です。
- このため地域の実情をデータなどで示しながら、見守りの必要性を訴え、理解と賛同を得ることが必要です。
 1. 5年先、10年先の高齢化率
 2. 近年の孤立・孤独死発生状況
 3. 災害時要援護者支援体制を構築するには、日頃の見守りやふれ合い活動が不可欠であることへの理解・啓発
 4. 現在、住民が定期的に出会い、関わっている活動（サロン、会食会、健康づくり活動等）が既に見守り活動であることへの理解・啓発
- ※ 全戸アンケートなどを実施して、見守りニーズの存在を証明する方法もあります。

2. 見守りネットワークの理念・目的を明確に!

- 「ほほえみの会 会則」
- 本会は、自治会内の高齢者世帯などの生活課題を把握し、地域住民の参加のもとに見守り活動を基板とした日常生活支援活動などの地域福祉活動を進め、また福祉の啓発活動などを通じて、地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目的とする。
 - (1) 自治会内の高齢者世帯等に対する情報及び生活課題の把握
 - (2) 自治会内の高齢者世帯等に対する見守り活動（支援活動）
 - (3) 自治会内の生活課題に応じた支援活動の検討および実施
 - (4) 支援活動に参加協力する会員の募集と活動の促進
 - (5) その他、地域の見守り活動推進に関する事業の企画・実施
- 上記のような会則を作成することは、活動を行う上で非常に大切です。

3. 見守りニーズの把握

- 実際に地域にはどの程度の見守りニーズが存在するのか把握することで、大きな説得力につながります。
- 最も理想的なのは住民アンケートの実施です。
- 400世帯くらいのアンケートは自治会の協力が得られれば、1ヶ月程度で配布・回収することが出来ます。
 - ▶ 班・組単位で配布・回収すると回収率が飛躍的に高まります。
- また、アンケート集計は400件であれば、6から8人くらいで4時間もあれば入力・集計が可能です。
- また、専門集計業者に依頼しても、1アンケート(25設問)データ入力で80円程度です。
 - ▶ 400世帯がすべて回答して3万2千円程度となります。

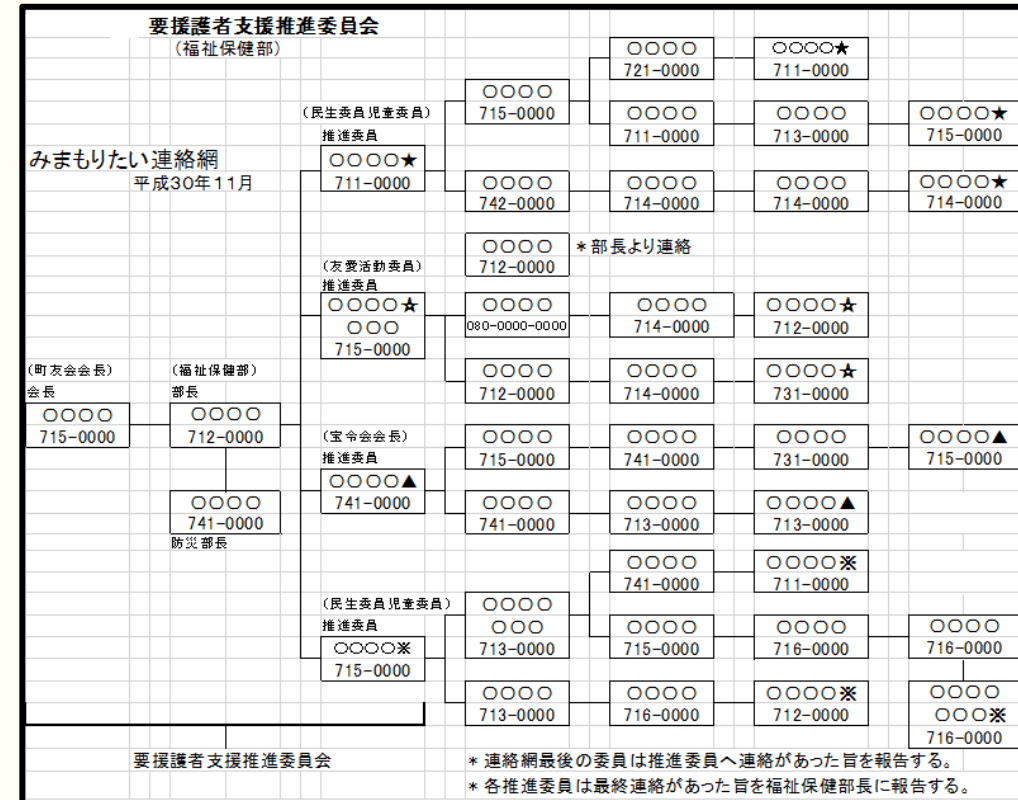
3-1. 見守り活動の組織化

- 見守り活動の基本組織体制を構築する必要があります。
- 一例として横浜のある地域では、しっかりとした組織が作られています。

災害時要援護者支援推進委員の構成

(1) 町内会長	1名
(2) 福祉保健部長(事務局)	1名
(3) 防災部長	1名
(3) 民生委員・児童委員	2名
(4) 友愛活動員	2名
(5) 老人会会長	1名
合計	8名

※ 災害時要援護者支援推進委員は計画立案が主業務である



3-2. 見守り活動のルールづくり【地域でできること】

●情報の共有化

1. 見守りに必要な最低限の情報をご近所同士で共有できるような取り組みをしている
2. 役員等は、住人の緊急連絡先や身体状況等を記載した登録カードを備えている
3. 個人情報の取り扱いや守秘義務、安否確認体制、異常事態発生後の対応について組織規定などで定めている

●見守り体制づくり

1. 安否を確認する体制を構築している
2. 発見に役立つサインの一覧を作成し、全戸に周知している
3. 異変があった時、即座に伝わる連絡網を作成している
4. 見守り等で発見した住人の福祉ニーズを解決したり、関係機関につなぐルートを整備している

●孤立を防ぐ取り組み

1. 閉じこもりがちな住人の状況を把握し、定期的に声をかけている
2. 地域内にふれあえる場所を設けている

●支え合うためのコミュニティー作り

1. あいさつ、声かけ、表札の掲出等をう促す取り組みをしている
2. 交流行事を実施している
3. 様々な自主グループの活動を支援している

3-3. B地域の「みまもりたい」の役割宣言

「みまもりたい」の役割について

「みまもりたい」は格別の責任を負っていただくものではありません。
近隣の助け合いの一環として下記のようなことをお願いできれば結構です。

イ、要援護者の日常に変わったことがないか見守っていただきます。

できる範囲で電話、声掛け等で異常がないことを確認してください。

シャッターが閉まったまま電気がついていない、新聞がたままったまま等の状況が2～3日続くようだと、**電話またはピンポンで様子を伺ってください。**

ロ、異常がある場合は民生委員、連絡先が分かっている家族のかたに知らせてください。

ハ、防災部からの「防災訓練等お知らせ」等を手渡し、参加を誘ってください。

ニ、災害時には、要援護者が安否確認グループにおいて安全を確認されているかどうか確認してください。

安全が確認されていない場合は防災拠点に連絡してください。

(班長の安否確認カードの報告と重複しても結構です。)

ホ、要援護者が避難される場合は、できる範囲で手助けしてください。

ヘ、要援護者に同居の健常者がおられる場合は、健常者が留守の場合に異常がないかを主に見守っていただければ結構です。

4-1. 見守り活動の実践I

まずは見守り対象者と顔合わせをしましょう。

- 自分自身を誰が見守ってくれているのか知ることが一番の安心につながります。
- また、見守り方法について、ゆるやかな見守り～訪問・声かけ型のしっかりとした見守り方法まで、本人や家族の意向を確認することが大切です。
- また、見守り対象者の健康・生活状況の変化に合わせて、適宜、見守り方法を切り替えていくことも大切です。

4-2. 見守り活動の実践2

見守りポイントの一例を示します。

1. 周囲からの確認

- あかりがついたまま／消えたまま、カーテンや雨戸が閉じたまま／開いたまま
- 何日も同じ洗濯物が干したまま、郵便や新聞がたまったまま
- 暑い／寒いのにエアコンが動いていない、家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる、ごみが放置してある、異臭がする、その他家の周囲で気になる点がある

2. 直接訪問しての確認

- 行ってもなかなか会えない、訪問しても出てくるまでに時間がかかる、
- 具合が悪そう、困りごとがありそう、体にあざやケガがある
- 挨拶や会話がうまくできない

3. 地域活動や、その他生活圏で見かけたり、あいさつした時のチェック

- 最近顔を見かけない、いつもの活動に来なくなった、
- 今までと様子が違ってきている、会話の応答がいちじるしく遅くなった
- 話が噛み合わなくなった、同じ話を何度もする
- 買い物などでおかしな行動が見られる

4. ご近所からの情報

- 徘徊、突然の近隣へのクレーム増加、ゴミ出しの異変、その他の異常への気づきなど

4-3. 地域見守り活動は、見守り対象者も役割がある

- 「見守り活動」には、対象者の個人情報が不可欠ですが、本人の意志が伴わない見守りは、時として監視活動になってしまいます。
- 本人が知らないところで、勝手に見守られて（監視されて）いないか注意が必要です。
 - 当事者不在の支援は時として権利侵害となり、地域監視活動と呼ばれてしまうこともあります。
 - 「その人が誰に見守られたいのか」という本人の意志を尊重する事も大切な配慮事項です。
 - 一例として、島根県松江市では、本人が3名の見守って欲しい相手を指名し、指名された方への依頼を支援しています。
- また、見守るだけでなく、声をかけ、話し相手になり、信頼関係を構築し、つながりを持つことが、より望ましいと考えられます。
- このような関係づくりが進むと、見守り対象者は「見守られ者」から「見守り協力者」となって行きます。

5. 見守り活動の積極的なPR

- 地域に知られていない活動や事業に、生活相談や見守りニーズは集まりません。
- もちろん知らないわけですから協力者も現れません。
- このことから、見守り活動の積極的PRを行い、全住民に対して見守り活動への理解と賛同を得るようにします。
- その際には、チラシやパンフレットなど、わかりやすい事業（活動）資料が必要となります。
- もちろん見守られている方からの口コミ（「見守られて良かった」という声）が最強の信頼情報のため、見守り対象者にも協力して頂きます。
- また、定期的なイベント（説明会、座談会、シンポジウム等）開催やメディア（新聞、ミニコミ誌、自治会だよりなど）に取り上げられるなどの工夫も必要です。

地域見守り活動と個人情報



改正・個人情報保護法 第一条(目的) 令和5年6月

- この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報とは

- 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図画、電磁的記録、その他の他人の知覚によっては認識することができない方式）、記録、音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。
- 当該情報に含まれる「氏名」、「生年月日」、「その他」の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）です。
- 個人情報の成立条件に「**秘密属性の有無**」は含まれていません。

プライバシー情報とは

1. 個人の私生活上の事実に関する情報
2. 社会一般の人が知らない情報（非公開情報）
3. 本人が公開を望まない内容の情報

- 私生活ではない場合は、「機密情報」の漏洩
- 事実ではない場合は「誹謗中傷」による名誉毀損

- プライバシーは個別的かつ相対的なものである。
- 個人情報であってもプライバシー情報で無いものもある（本人次第）。→ このレジュメの最初のページなど
- プライバシー権は自己情報のコントロール権と考えて良い。
- 憲法第13条 「幸福追求権」で保護されます。
- 民法709条 「不法行為による損害賠償」
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- **プライバシー保護とは、常に本人の意志を尊重しようとすることです。**

プライバシーの侵害によって起こる問題

- 精神的・心理的なストレス
 - とても嫌な気持ち、いたたまれない気持ちになる
 - 秘密を知られてしまったという恐怖感、絶望感などを持つ
- 社会的影響
 - 家族、友人、職場、身近な人達との人間関係の悪化
 - 家庭内、地域、職場内での信頼の失墜
- その他
 - プライバシーを悪用した脅迫に遭遇する
 - 知らせた相手に不信感や憎しみ、怒りを持つ
 - 相手を傷つけたい、報復したい、死にたいなどの感情を持つ
 - その他……

個人情報保護法とプライバシー保護の違い

- 現状では、個人情報保護とプライバシー保護が混同されているため、誤解や過剰反応が続いています。
- 個人情報保護法とは、個人情報を用いて活動（事業）する者が、情報を預かる者としての責任（利用目的の説明責任、適切な活用と安全管理責任、本人への情報開示・訂正等の責任など）に関する法律です。
- プライバシー保護とは、本来、本人の持ち物であるべき本人に関する秘密の情報は、本人にのみコントロールする権利があるという人権です。
- さて・・・私たちがこれまで問題にしてきたのは、
「個人情報保護」それとも「プライバシー保護」？

守秘義務と個人情報保護は別問題

- 守秘義務とは一定の職業や職務に従事する者・従事した者に対して、法律の規定に基づいて特別に課せられた、「**職務上知った秘密を守る**」べき法律上の義務のこと。
- 個人情報保護とは「**個人情報の適切な利用と保護を行い、個人の権利利益の保護を行う**」こと。

個人情報	≠	秘密情報
個人情報保護	≠	守秘義務
プライバシー保護	≡	守秘義務

- これらの混同が、個人情報の**適正かつ効果的な活用**や**有用性を無視**させてしまい、**適切な活用**を妨げている。結果として、個人の権利利益が損なわれている。

個人情報保護に関する 法律の概要説明



改正・個人情報保護法の全体概要 全185条

1. 個人情報を利用する目的を明確にすること、また本人の同意を得ずに目的の範囲を超えた利用をしてはならない(法17条)
2. 偽りやその他の不正な手段で個人情報を取得してはならない。個人情報取得時には速やかに利用目的の通知・公表を本人にすること(法18,21条) ※例外あり 次スライド
3. 個人情報を正確かつ最新な内容にしておくこと(法20条)
4. 個人情報を安全に管理すること(法22,23,24,25,26条)
※万が一に漏洩などが発生した際の通知ルールを定めること
5. 一定の条件を除き、第三者に個人情報を提供しないこと(法27条)
※例外あり 次スライド
6. 個人情報を第三者に提供、または第三者から提供される場合は、提供年月日、第三者の氏名・名称等を記録して、一定期間保存すること(法29,30条) ※新法にて新設
7. 本人の求めに応じて開示・訂正・削除・利用停止等を行うこと(法32~39条)
8. 相談・苦情の処理を行うこと(法40条)
※個人情報を得るには、収集側の情報開示・提供も必要である。

個人情報 取得・保護・活用に向けて

要援護者の把握



個人情報取得のポイント

1. 個人情報の**利用目的を明確化**させる
2. 利用目的の明確化には、見守り活動内容の具体化・明確化が必要となる。
3. 見守り活動における連携対象者・組織・団体との役割の明確化も必要
 - これは**情報共有内容と対象者の明確化**ということになります。
4. 法律や条令で許可されている場合は、本人同意は不要となる。ただし行政などとの協定書や覚え書きなどを交わすことが望ましい。
5. 自治会、地区社協、ボランティア団体などの任意団体は、**個人情報保護規程や個人情報保護ポリシー等の作成**が望まれる。
6. 民生委員は例外として本人同意が無くても問題ない
 - 民生委員法において守秘義務があるためです。
7. すべては本人同意（本人の納得）を原則とする
 - 緊急事態などにおいて例外もあります。

プライバシー保護と個人情報保護の境界線

- 個人情報の多くは「**相談**」によって取得されています。
 - この、相談は「プライバシー保護」と「個人情報保護」の二つに大別できます。
1. **プライバシー保護としての相談（最初はほとんどこちら）**
 - 私的な相談を受け、本人の気持ちを受け止める援助活動
 - 相談に乗ることそのものが支援であり、問題把握や信頼関係の醸成などが目的となる。
 - ここでは「**秘密を守る**（プライバシー保護）」ことが目的となる。
 2. **個人情報保護としての相談（相談から具体的な支援に移行）**
 - 相談中に把握された改善・解決が必要（可能）な事柄に対して、本人同意を得ながら、具体的な支援を提供したり、支援（サービス）へのコーディネートを行う。
 - 「**プライバシー**」の一部を開示することで得られる、より大きな「**権利・利益**」（生活保護や介護保険利用、見守り支援など）を考え、本人同意に基づき「**個人情報**」として活用することが目的となる。

個人情報保護のポイント

- 個人情報保護のポイントは4点のみ
 - 個人情報は、『盗難』、『紛失』、『誤廃棄』、『目的外利用』から守るだけ、後は活用するのみ!
- 個人情報が多数記録(記載)されている媒体が保護の対象となります。
 - 記録媒体の取り扱い、管理方法の整理が保護の中心となる。
- 個人情報がもたらす危険に対する理解を高める
 - 個人情報の収集マニアになってはいけない(利用目的の範囲で収集すること!)
- 保管場所の工夫を行う
 - 泥棒に持って行かれたり誤廃棄などを防ぐ。
 - パソコンで管理する場合は少なくともパスワードを付与する。
- 持ち出し時のトラブルが最多
 - 外に持ち出す際には、十分に注意すること。

個人情報収集に関する注意点

- 私たちは個人情報保護法施行前まで、個人情報に対する意識は日常的に当たり前前に存在するのとして、無意識に交換または利用してきた傾向がある。
- また、「情報はあればあるだけ、いつか何かの役に立つであろう」と、事情通になることでの**安心感（誰の安心感？）**を得るために、利用目的を明確化させないまま個人情報の収集を行ってきた傾向がある（誰のための情報収集か）。
 - 情報を得る目的や根拠、そして活用することでの利点の明確化
 - 不適切な収集ならびに不適切な利用による危険性への配慮
 - 自らの興味関心での情報収集、すなわち「家政婦は見た!」的行為は適切ではない
- 本来、個人情報の収集には、利用の目的・根拠が必要なことを無視してはならない!

個人情報活用（適切利用）のポイント

- 活用は、**利用目的が明確化**されていれば自然に活用されるはずでず。
 1. 適切な利用目的を持つ
 2. 徹底的に本人同意を重視する
 3. 適切な共有・更新方法を確立する
 4. 適切な保護・保管・管理方法を確立する
 5. 適切な利用による**具体的な成果を評価（PR）**する
 - 見守り活動の成果を地域にPRすることが重要です
- 上記の取り組みを行い、地域の「安全」「安心」「信頼」「つながり」づくりに**個人情報**が活用されることが大切です。

個人情報活用の達人への道 ワンポイントアドバイス

- 個人情報は「もらい物」ではなく、「その人から預かっている形の無い預かり物」または「その人から借りている形の無い借り物」という認識を持てば良いのです。
- 一般に、人から物を借りる際には、借りる目的や利用目的を説明して同意を得るのは基本的なマナーです。
- また、借りたものを当初の目的外で利用するとき（第三者への又貸しも含む）には、本人に許可を取って確認するのも当然で、借りているものを大切に管理・保管するのも借りた側の責務です。
- つまり、個人情報とは、形は無いが他者からお借りした大切なものであると考えれば、多くの面において取り扱いの判断を主体的に行うことが可能となります。
- こんな苦勞をしてまで預かった貴重な個人情報は、活用してこそ、私たちにとっても、そして預けてくれた方にとっても、安心・納得できることを再認識しましょう！

見守り活動を推進するためのツール類

1. 地域見守り活動に関するツールのご紹介
2. 見守り活動と個人情報関係について



見守り活動に関する情報提供サイト

● ご近助ラボ

▶ 地域の見守り活動に必要な見守りマニュアルや見守り活動の立ち上げから継続までのツールが多数掲載されています。

▶ <https://mimamori.murai-labo.com/>



はじめのガイド

見守り活動

見守り活動とは、高齢者が安心して暮らすために、地域住民が互いに助け合い、見守り活動を行うことです。地域住民が互いに助け合い、見守り活動を行うことで、高齢者の生活が豊かになり、地域が活性化します。

01 活動の重要性を知ろう

変わってきた？
変わっていない？
私たちの生活

平均寿命が伸び、一人暮らしや高齢者が生活する人が増えています。高齢者の生活が安定していることが、社会全体の発展につながります。

平均寿命が伸びた

男性の平均寿命	58.0	81.1
女性の平均寿命	61.5	87.3

1950 2017

一人暮らしで生活する人が増えた

高齢者の一人暮らし世帯割合	1950	2015
---------------	------	------

高齢者の一人暮らし世帯割合が増えています。高齢者の生活が安定していることが、社会全体の発展につながります。

05 見守り活動-実践-

例えば どのように見守り活動を始めたいの？

見守り活動は、地域住民が互いに助け合い、見守り活動を行うことで、高齢者の生活が豊かになり、地域が活性化します。

1 家の周りを確認する

- 家の周りを確認する
- 家の周りを確認する
- 家の周りを確認する

2 普段の生活から見守る

- 普段の生活から見守る
- 普段の生活から見守る
- 普段の生活から見守る

3 地域を歩いて確認する

- 地域を歩いて確認する
- 地域を歩いて確認する
- 地域を歩いて確認する

4 見守りを必要としている自宅へ訪問する

- 見守りを必要としている自宅へ訪問する
- 見守りを必要としている自宅へ訪問する
- 見守りを必要としている自宅へ訪問する

05 見守り活動-実践-

例えば 何をしたらいい？

見守り活動は、地域住民が互いに助け合い、見守り活動を行うことで、高齢者の生活が豊かになり、地域が活性化します。

1 見守り活動の重要性を知る

- 見守り活動の重要性を知る
- 見守り活動の重要性を知る
- 見守り活動の重要性を知る

2 見守り活動の準備をする

- 見守り活動の準備をする
- 見守り活動の準備をする
- 見守り活動の準備をする

3 見守り活動の実践をする

- 見守り活動の実践をする
- 見守り活動の実践をする
- 見守り活動の実践をする

みまもりあいプロジェクト

- 徘徊行方不明高齢者を早期に発見するためのスマホアプリです。
- 地域の「みまもりあい・つながりあい・ささえあい」の循環を目指しています。

- <https://mimamoriai.net/>

- アプリ紹介動画

- https://youtu.be/oQfsAgg_jZ8



約
170万
ダウンロード!

アプリ
ダウンロードは
こちら
↓

android

iphone

みまもりあい で検索

Google Play
で手に入れよう

App Store
からダウンロード

GPS 配信

グループ
情報配信

アンケート

音声配信

トーク

検索依頼

まとめ



おわりに

- 住民が主体となる“**ご近助見守りネットワークづくり**”は、これからの地域共生社会づくりを進めていくための重要かつ中核的な取り組みであると考えられます。
- 災害時などの助け合いは、普段からのふれ合いや交流の中で醸成された絆があってこそ機能します。
- また、見守り活動を困難化させる要因と思われる**個人情報保護法**は、**個人情報の活用**によって、一人ひとりの権利利益を保護することを求めています。
- これらを踏まえて、大切な家族や地域の仲間たちと共に、**いつまでも安心して暮らせる、温かい見守りと支えあいがある地域づくり**を進めていただきたいと願っております。